

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月16日（平成30年（行個）諮問第182号）

答申日：令和元年12月5日（令和元年度（行個）答申第99号）

事件名：本人に対する遺族補償年金等の不支給決定に係る調査復命書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者の亡夫（特定個人）の労災認定申請にかかる特定労働基準監督署が作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月28日付け神個開第29-735号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 故特定個人が急死したのは、特定患者及び帯同者が平成29年特定日特定時頃来院し特定治療のことで強いクレームを浴びせたことが原因であることは明白である。しかし開示された文書では、特定診療所側の当時の状況は全て黒塗りである。特定診療所側の意見、状況説明がこちらには不明のまま遺族補償給付が棄却ということでは、全く納得がいかない。

イ 刑事事件裁判では、被害者側が請求すれば裁判記録や証拠資料等がすべて開示される。特定診療所側へはこちらの意見を伝えながら質問をしていることもあるのではないかと。もしそうだとすれば、当方と特定診療所との扱いがあまりにも不公平である。

ウ 開示出来ない理由は個人情報保護ということであるが、当方が得た情報を不特定多数の第三者に公開することを心配しているのなら、それは特定診療所が得たであろう情報についても同じである。

エ 目をふさがれ、耳をおおわれての審査結果には到底納得がいかない。

## (2) 意見書

ア 「異常な出来事」、「過重性の評価」の不開示部分はいずれも当方が一番知りたい部分であり、また当方と特定診療所の見解が対立する部分でもあると思われる。ここが不開示では労災申請不支給決定が到底納得できない。

イ そもそも特定個人が急死した通夜の際、特定診療所側は遺族を前にして退職金は特定金額くらい支給されると話していたが、いつの間にかクレームをつけた特定患者と和解し、退職金は半分位に減額され、その支給に充てられたと推測される。

和解に際し、特定患者側が故特定個人にどのような圧力をかけたのかは、特定診療所も十分知っているはずである。そこが知りたく、また労災支給判断の重要ポイントである。

ウ 本件労災申請の根拠は、故特定個人の長年の労働時間が過重かどうかではなく、直近の勤務の中でとてつもない重圧があったかどうかである。嘱託医の判定も上記イがどうであったかに大きく影響することは明白である。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年3月28日付け(同月30日受付)で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年7月16日付け(同月18日受付)で本件審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分(別表の3欄に掲げる部分)は不開示とすることが妥当であると考えます。

### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について  
(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1①、2①、3①、4①、6ないし9、16①、18①、19①、20①、21①、24及び29の不開示部分は、

審査請求人以外の個人の住所、氏名など、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、当該特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号1②、2②、3②、18②、19②及び20②の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の個人から聴取をした内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表中、文書番号16②及び21②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号1③、3③、4②、21③、22及び29の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1②、2②、3②、18②、19②及び20②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の個人から聴取した内容等である。

これらの情報が開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確

な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号4②、21③、22及び29の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、上記(2)に掲げる部分以外の部分は、開示することとする。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分(別表の3欄に掲げる部分)は原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考えらる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| ① | 平成30年10月16日 | 諮問の受理                                  |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受                          |
| ③ | 同年11月1日     | 審議                                     |
| ④ | 同月19日       | 審査請求人から意見書を收受                          |
| ⑤ | 令和元年11月13日  | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、<br>本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月3日     | 審議                                     |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原

処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

#### ア 通番11の(1)及び(2)並びに通番27

当該部分のうち、通番11は、医師の意見書に添付された資料の記載の一部であり、このうち、(1)は、緊急連絡先として記載された、審査請求人以外の個人の氏名、電話番号及び当該個人と審査請求人の夫である被災労働者（以下「被災労働者」という。）との関係であり、(2)は、被災労働者の家族構成の一部についての被災労働者との関係、学年及び性別である。また、通番27は、組織図及び名簿に記載された特定事業場の役職員の氏名である。

これらは、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番11の(3)及び通番14

当該部分は、医師及び看護師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、被災労働者が入院した医療機関から被災労働者の妻である審査請求人に発行された文書と同一の文書に記載されており、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番28

当該部分は、特定事業場から提出された資料に押印された監督署の受付印であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。

また、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機

関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1, 通番6, 通番9, 通番15, 通番17, 通番19, 通番21, 通番23及び通番27

当該部分は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書等の「事業場(所属部署)内における被災労働者の位置づけ」欄、資料一覧、特定団体からの提出資料、面談記録、事業場提出資料並びに事業場の組織図及び名簿に記載された審査請求人以外の個人の職氏名、署名、所属、面談場所等である。

これらは、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11ないし通番13

当該部分は、医師及び看護師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

医師及び看護師の署名及び印影については、当該医師及び看護師の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番4

当該部分は、医師である神奈川労働局の地方労災医員の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取

扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、署名についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番3及び通番8

当該部分は、特定事業場の労働者数であるが、特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番16及び通番24

当該部分は、特定団体及び特定事業場事業主の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2，通番5，通番7，通番18，通番20及び通番22は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定個人から聴取した内容及び特定監督署の求めに応じて提出された医師である地方労災医員の意見である。

これらを開示すると、被聴取者等が、労災請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災請求人側又は事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番10、通番25及び通番26は、特定監督署の求めに応じて特定事業場から提出された資料の名称及び内容であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、これを開示すると、このことを知った当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番28は、特定監督署の求めに応じて特定事業場から提出された資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、神奈川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について神奈川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる



部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書 番号	2 文書名	3 不開示を維持する部分				4 3欄のうち 開示すべき 部分	
		不開示部分	通番	法14条 各号該当 性等			
				2 号	3 号 イ		7 号 柱 書き
1	脳血管疾患 及び虚血性 心疾患等 (負傷に起 因するもの を除く。) の業務起因 性の判断の ための調査 復命書	① 9頁不開示部分	1	○			
		② 3頁「異常な出来事 の内容」欄22行目1 3文字目ないし28文 字目, 23行目6文字 目ないし30文字目, 25行目23文字目な いし27行目15文字 目, 28行目15文字 目ないし31行目2文 字目, 4頁「過重性の 評価」欄3行目5文字 目ないし20文字目, 27文字目ないし5行 目11文字目, 14頁 「専門医(局医等)の 意見書」欄18行目2 7文字目ないし21行 目20文字目, 15頁 不開示部分	2	○		○	
		③ 1頁労働者数数字部 分	3		○		
2	地方労災医 員意見書	① 1頁医師署名	4	○			
		② 1頁「意見」欄6行 目4文字目ないし8行 目13文字目	5	○		○	

3	脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための資料	① 9 頁 不 開 示 部 分 （「歯科医師」枠内の不 開示部分を除く。）	6	○			
		② 3 頁「異常な出来事 の内容」欄 2 2 行目 1 3 文字目ないし 2 8 文 字目， 2 3 行目 6 文字 目ないし 3 0 文字目， 2 5 行目 2 3 文字目な いし 2 7 行目 1 5 文字 目不開示部分， 2 8 行 目 1 5 文字目ないし 3 1 行目 2 文字目， 4 頁 「過重性の評価」欄 3 行目 5 文字目ないし 2 0 文字目， 2 7 文字目 ないし 5 行目 1 1 文字 目， 1 4 頁不開示部分	7	○		○	
		③ 1 頁労働者数数字部 分	8			○	
4	資料一覧	①No. 1 3 ないし 1 5 の不開示部分	9	○			
		②No. 1 7 の不開示部 分	1 0			○	○
5	遺族補償年 金支給請求 書等	—	—	—	—	—	—
6	意見書①	1 頁医師署名及び印 影， 1 4 頁不 開 示 部 分 ， 6 9 頁ないし 7 2 頁不 開 示 部 分， 7 6 頁 不 開 示 部 分， 9 6 頁な いし 1 0 1 頁不 開 示 部 分	1 1	○			( 1 ) 1 4 頁 不 開 示 部 分 ( 2 ) 7 6 頁 不 開 示 部 分 ( 3 ) 7 0 頁 ， 7 1 頁 ( 図 7 ) 及 び 9 6 頁ないし 9 8 頁の不 開 示 部 分

7	意見書②	1 頁医師署名及び印影	1 2	○			
8	意見書③	1 頁医師署名及び印影	1 3	○			
9	死亡診断書	1 頁医師署名及び印影	1 4	○			全て
1 0	脳ドック結果報告書	—	—	—	—	—	—
1 1	健康診断結果報告書	—	—	—	—	—	—
1 2	検査結果報告書	—	—	—	—	—	—
1 3	請求人提出資料①	—	—	—	—	—	—
1 4	請求人提出資料②	—	—	—	—	—	—
1 5	救急活動報告書	—	—	—	—	—	—
1 6	診療報酬明細書	① 1 頁担当者氏名	1 5	○			
		② 1 頁健康保険協会印影	1 6		○		
1 7	聴取書	—	—	—	—	—	—
1 8	面談記録①	① 1 頁面談者欄不開示部分，下部不開示部分	1 7	○			
		② 1 頁面談内容欄不開示部分	1 8	○		○	
1 9	面談記録②	① 1 頁面談場所及び面談者欄不開示部分	1 9	○			
		② 1 頁面談内容欄不開示部分	2 0	○		○	
2 0	面談記録③	① 1 頁面談場所及び面談者欄不開示部分	2 1	○			
		② 1 頁面談内容欄不開示部分	2 2	○		○	
2 1	回答書	① 2 頁事業主署名	2 3	○			
		② 2 頁事業主印影	2 4		○		
		③ 1 頁及び 2 頁不開示部分（①及び②を除く。）	2 5		○	○	

2 2	事業場提出資料①	不開示部分全て	2 6		○	○	
2 3	組織概要	—	—	—	—	—	—
2 4	組織図等	1 頁及び 2 頁不開示部分	2 7	○			1 頁の図左端の氏名, 2 頁の表の「氏名」欄 1 行目及び 3 行目ないし 5 行目
2 5	歯科医師規則	—	—	—	—	—	—
2 6	履歴書	—	—	—	—	—	—
2 7	健康診断個人票	—	—	—	—	—	—
2 8	給与計算表	—	—	—	—	—	—
2 9	事業場提出資料②	不開示部分全て	2 8	○	○	○	受付印